

利得償還請求権の機能

藤
田
友
敬

- 一 はじめ
- 二 利得償還請求権の制度目的
- 三 利得償還請求権制度の存在意義・誰と誰の間の利害を調整するか
- 四 利得返還請求権の内容・調整される「利得」の意義
- 五 むすび

一 はじめに

手形法八五条、小切手法七二条は、手形・小切手上の権利が手続の欠缺あるいは時効によつて消滅した場合に、手形・小切手の所持人は、振出人、裏書人、引受人に対して利得の償還を請求することができる（以下では記述の煩雑を避けるため、もっぱら手形について述べることにする）。この利得償還請求権は、手形法上もつとも分かりにくい制度の一つである。それはこの制度が、手形の実質関係（原因関係）と密接な関係を有しつも、手形授受の原因となつた私法上の法律関係から発生した権利とは別個の権利であるとされており、いわば「手形法と民法（商法）との中間に位する特殊な制度」だからである。⁽¹⁾ 本稿は、いくつかのすぐれた研究業績⁽²⁾に負いつつ、利得償還請求権という制度の存在意義を機能的な観点から明らかにし、問題の整理を進める目的とするものである。叙述の順序としては、そもそもなぜこのような制度が存在しなくてはならないかということを確認した上で（一）、誰と誰の間で利得の調整を行うか（二）、どのような原理で調整するか（三）という観点から検討したい。

（1） 鴻常夫「手形法上の利得償還請求権」同「商法研究ノートⅡ」一八三頁（日本評論社、一九六五年）。

（2） 本稿は、特に以下の論稿に負うところが大きい。木内直彦「利得償還請求権の制度的な再検討——手形法上の制度として限界づけるための一試論」法学新報七八巻四・五・六号一三五頁（一九七一年）、大塚龍児「手形利得償還請求権——特にその利得について」北法三一巻二号四〇一頁（一九八〇年）、早川徹「手形の授受と原因債権——手形の時効・遡求権保全手続の欠缺を中心に（一）（二）」民商九一巻一号六三頁（一九八四年）、二号二一八頁（一九八四年）（以下各々、早川（1）、早川（2）として引用）、福瀧博之「利得償還請求権の一考察」関西大学法学部編『法と政治

の理論と現実（下）関西大学法学部百周年記念論文集』三二一九頁（有斐閣、一九八七年）。

二 利得償還請求権の制度目的

利得償還請求権という制度の目的については、伝統的には次のように説明されてきた。手形上の署名者の責任が極めて厳格であることに鑑み、法は短期消滅時効と遡求権保全手続の懈怠に基づく免責とを認めたため、手形の所持人の権利が消滅しやすくなっている。その結果、債務者が完全に免責され利得を得るとすれば不公平であることから、その利害を調整するための制度として利得償還請求権が設けられたというのである。⁽³⁾

この説明は誤りとまでは言えないかもしれないが、少なくとも重点の置き方に問題がある。まず債務の時効消滅によつて本来支払うべき債務を免れるのは時効制度につきもののことであるし、時効の期間が短いということもそれだけでは理由にはならない。手形よりも短い期間で消滅する債権も存在する（たとえば民法一七二条以下参照）が、債務者が免責されることが不公平で、さらなる利害調整が必要であるといったことは言われない。

利得償還請求権という特殊な利害調整が用意されている理由は、手形債務の消滅しやすさにあるのではなくて、手形の手段性にある。⁽⁵⁾手形の振出は、それ自体が目的なのではなく、実質関係の決済の手段であるのが通常であるが、手形を用いた決済が手形債権の時効消滅等によつて挫折してしまうと、実質関係（原因関係）上決済されるべきであつたはずの利得が残つたままとなる。手段に過ぎない手形の事情を理由として、原因関係上に生じた未決済状態を放置しておくことは望ましくないという政策判断⁽⁶⁾が、利得償還請求権の制度の存在根拠である。⁽⁷⁾この制度の

説明として当事者間の「公平」を問題とするとしても、それは、法制度一般について問題とされる無限定な内容の「公平」ではなく、原因関係上のあるべき財産秩序との関係で不均衡状態を是正すべきであることを指すと理解されるべきである。

利得償還請求権という制度が原因関係上のあるべき財産秩序との関係での不均衡を調整するものであるとして、さらに次の点が問題となる。(1)利得の調整を誰と誰の間でどのような形で行うべきか(利得償還請求権によるかその他の方針によるか)、(2)調整の基準となる「原因関係上のあるべき財産秩序」とは何か、である。これらについて順次検討してみよう。

- (3) たとえば、田中耕太郎「手形法・小切手法概論」一九二一～一九三二頁(有斐閣、一九三五年)、納富義光「手形の利得償還請求権」論叢三五卷五号一一二九頁(一九三六年)、伊澤孝平「手形法・小切手法」一三一頁(有斐閣、一九四九年)、鴻・前掲注(1)一七三一～一七四頁、浜田一男「利得償還」鈴木竹雄・大隅健一郎編「手形法・小切手法講座 第五卷」一二六一～一二七頁(有斐閣、一九六五年)、田中誠二「手形・小切手法詳論 上巻」一二六八頁(勁草書房、一九六八年)、石井照久・鴻常夫「手形法・小切手法(第二版)」一三九頁(勁草書房、一九七二年)、大隅健一郎・河本一郎「注釈手形法・小切手法」四〇八頁(有斐閣、一九七七年)、大隅健一郎「新版手形法小切手法講義」六二頁(有斐閣、一九八九年)、鈴木竹雄・前田庸「手形法・小切手法(新版)」三三七頁(有斐閣、一九九二年)、前田庸「手形法・小切手法」六三六頁(有斐閣、一九九九年)、弥永真生「リーガルマインド手形法・小切手法(第二版補訂二版)」一二二頁(有斐閣、二〇〇七年)(ただし、手形の手段性にも言及する)。最高裁も「利得償還請求権は、手形上の権利が手続の欠缺あるいは短期の消滅時効によつて消滅するため、手形上の権利を失なつた手形債務者と利益を得た手形債務者の公平をはかるために認められたものである」と述べる(最判昭和四二年三月三一日民集二一卷二号四八三頁)。
- (4) 木内・前掲注(2)一四二一～一四三頁、早川(2)・前掲注(2)一一九頁、福瀧・前掲注(2)三六四～三六五頁参照。な

お田邊光政「最新手形法小切手法（五訂版）」三二〇頁（中央経済社、一〇〇七年）は、他の短期消滅時効期間と対比しつつ、消滅時効期間が三年である手形の主債務者に対する関係では、権利の消滅しやすさは理由にならないとする。

(5) 近時の学説はむしろこのような観点を強調する。木内・前掲注(2)一四三頁、早川(2)・前掲注(2)二一九・二二〇頁、福瀧・前掲注(2)三六五頁、林靖「利得償還請求権と手形上の権利」竹内昭夫編「特別講義商法Ⅱ」一六六頁注(2)（有斐閣、一九九五年）等。

(6) もつとも、この政策判断も唯一のものではなさそうである。福瀧・前掲注(2)三六五頁参照。そもそも、日本法の認めるような利得償還請求権は、すべての国において存在しているものではない（現行法は、為替手形及約束手形に関し統一法を制定する条約第二附屬書二五条及び小切手に関する統一法を制定する条約第二附屬書二五条によつて認められた留保権限に基づいて設けられたものである）。ただしある国において利得償還請求権という制度が存在しないという場合には、(a)当事者が手形を用いた決済を選択した以上、手形債権の時効消滅等によつてそれが挫折してしまつたとしても、実質関係（原因関係）上の利得を清算する必要はないという、（わが国とは異なる）政策判断を採用している、(b)不当利得等の一般法上の制度を用いて利得の清算が行われている（次注参照）、という二つの可能性がある。

(7) ①原因関係の個別巻戻しによる清算、②利得償還請求権による清算の他に、③不当利得返還請求権によつて調整することも考えられる。そして③の内容次第では、利得償還請求権という制度を設ける意義は薄れる。もつとも利得償還請求権が問題となる多くの局面は、いわゆる多当事者間の不当利得の問題となろうが、これについては、複雑に立場が対立し、その内容ははつきりしない点が多い（近時の体系書として、たとえば藤原正則「不当利得法」三一一页以下（信山社出版、二〇〇二年）参照）。このため不当利得の制度とは別に、利得償還請求権という制度を別途設けることには意味がある。別の言い方をすると、利得償還請求権とは、手形上の権利が消滅した場合に生じる多当事者間の不当利得請求権を定型化した制度だと見ることができる。

三 利得償還請求権制度の存在意義・誰と誰の間の利害を調整するか

1 個別的巻戻しによる調整とその問題点

二で述べた通り、利得償還請求権という制度の目的は、手形による決済が完了せずに終わってしまったことから生じる原因関係上の未清算の利得の調整にある。しかし、原因関係上の利得の調整（清算）の方法としては、利害関係人の個別的な関係に基づいて、逐一「巻戻し」を繰り返すことで利害調整を行うというやり方も考えられる。⁽⁸⁾たとえば、AがBに対して約束手形を支払いのために振り出し、BがCに対してその手形をやはり支払いのために再譲渡したところ、Cがその手形を時効にかけたとする。この場合、C→B→Aと、順次原因債権行使するという個別的巻戻しによって、原因関係上の利得を調整することも考えられる。しかし、次に述べるように、このような方法による調整には、いくつかの限界あるいは問題がある。

- (1) 巷戻しの不能 第一に、そもそも巻戻しが法律上不可能な場合がある。前述の例でCのBに対する権利が残っていない場合には、Cから始まる巻戻しが開始しないため、原因関係を用いた調整は不可能である。
- (2) 不当なコスト・リスクの負担 第二に、個別的な巻戻しによつたのでは、関係者の間で不当な費用やリスクの負担が発生することもありうる。たとえば前述の例でC→B→Aという巻戻しを行ふとすると、BはAに対して原因債権あるいは利得償還請求権行使することを強いられることになる。Cが手形を時効にかけたことによつて、無関係なBの負担が増えることになつてよいかという疑問が生じる。なおBの負担の内容として、①Aに対し

る権利行使を強いられるといった単なるコストの増加（以下、本稿において「弱い負担増加」と略することがある）と、
 ② Aから弁済を受けることができないリスクの負担（以下、本稿において「強い負担増加」と略することがある）とが
 ある。後者の場合には、個別的な巻戻しによる清算が中途で挫折し、最後まで貫徹することができない」とになる。
 (3) 全体的な清算コストの増大 最後に原因関係の個別的巻戻しには、全体として無駄に清算コストを増やす
 という問題がある。前述の例だと、個別的な巻戻しを行うとC→B→Aという二つの手続が必要となる。これに対
 して、AのCに対する利得償還請求権を認めれば、C→Aという一つの手続で清算が完了する。

2 利得償還請求権を用いた調整の行われる範囲

1で述べたとおり、原因関係上の権利を用いた個別的巻戻しにはいくつかの問題があり、利得償還請求権は、そ
 れらに対処する手段と考えることができる。これまで利得償還請求権が発生するのはどのような場合かということ
 をめぐって、判例・学説によって議論されてきた諸ケースについて、各場面において利得償還請求権を認めること
 が、1で述べたいずれの問題と対応しているのかという角度から再検討することにしたい。

(1) まず二当事者の問題を考えよう。

【設例1】

- (a) AがBに対して、支払いに代えて約束手形を振り出したが、Bはこの手形を時効にかけてしまった。
- (b) AがBに対して、支払いのために約束手形を振り出したが、Bはこの手形を時効にかけてしまった。

この設例のうち、(a)については、ほぼ異論なく利得償還請求権の成立が認められるに至ってきた。このような事例について原因関係上の利得の調整を行うべきであるとするなら、利得償還請求権によるしかないからである。これに対して【設例1】(b)については、判例は利得償還請求権の発生を否定し⁽⁹⁾、学説は分かれる⁽¹⁰⁾。 (b)において利得償還請求権を否定する根拠としては、①利得償還請求権の二属性（他の救済手段が存在しないこと）に反する、②原因債務が残っている以上利得が存在しないという異なる理由が考えられる⁽¹¹⁾。もつとも(b)については、利得償還請求権の有無を議論する実益はほとんどない。手形所持人にとっては、いずれの権利を利用するのも大した差はないし、また利害関係人が三人以上いる場合は異なり、個別的な巻戻しを行うことの弊害も存在しない。1で述べたいずれの問題も発生しないのである。このケースで結論が分かれるのは、もっぱら他のケースの処理との理論的一貫性という観点から立場が対立しているからに過ぎない⁽¹²⁾。

(2) 次に当事者が三名以上の場合を考えよう。最初は、手形所持人の前者に対する原因債権が消滅しているケースである。

【設例2】

AがBに対して支払いのために約束手形を振り出し、BはこれをCに対して支払いに代えて譲渡した。Cが、この手形を時効にかけてしまった。CはAに対する利得償還請求権を取得するか。

この設例のようなケースにおいて、判例はCのAに対する利得償還請求権を認める⁽¹³⁾。 AがBに対して原因債権を負担しているため「利得」が存在しないのではないかという点が問題になるが、Cの有する手形債権の消滅とともに

にBは確定的に債務を免れることとなり、これによってA・B間に存在してきた既存債務も消滅し、Aには利得が生じるという。学説は、この設例において利得償還請求権が発生するという結論を支持する点では一致しているが、説明の仕方はさまざまである。判例のような法律構成の他に、そもそも原因債務の存続と利得の存在とは矛盾しないとして、Aの利得を認める考え方もある。⁽¹⁵⁾

この設例では、利得償還請求権の発生を認めない限り、原因関係上の利得の調整はできない。CはBに対して原因債権を有しないから「巻戻し」⁽¹⁶⁾が開始しないからである（前述1(1)参照）。このように個別巻戻しによる調整が法律上不可能な場合に利得償還請求権の発生を認められることは、異論がない。

なお、このケースについては別の解決も主張されている。すなわち、債務者が原因債務を負担している以上利得はないということを前提に、このケースでもAの原因債務は消滅しないとしてAの利得を否定し、CのBに対する利得償還請求権を認める見解である。⁽¹⁷⁾この立場によると、C→B→Aという巻戻しが行われることになるが、このような解決をした場合には、次の設例と同じ問題が生じることになる（3)(4)参照⁽¹⁸⁾。

(3) 三当事者がかかるケースのうち、手形所持人の前者に対する原因債権は存続しているが、その者の前者に対する原因債権が消滅している場合を考えよう。

【設例3】

AがBに対して支払いに代えて約束手形を振り出し、BはこれをCに対して支払いのために譲渡した。Cが、この手形を時効にかけてしまった。CはAに対する利得償還請求権を取得するか。

この設例は、いわゆる利得償還請求権の二次性との関係で論じられるケースである。CはBに対して原因債権を行使することができるから、利得償還請求権の二次性を形式的に強調するなら、利得償還請求権を否定されることになりそうである。判例は原因関係上の救済がある場合には利得償還請求権を認めないと説かれることがあるが⁽¹⁹⁾、ほとんどは【設例1】(b)あるいは後述の【設例5】のようなケースを扱う事例である。⁽²⁰⁾【設例3】のような事例で利得償還請求権を否定した判例は筆者の知る限り存在せず、逆に利得償還請求権を認めるかのように見えるものがある⁽²¹⁾。伝統的な理解とは逆に、判例はこのようなケースにおける利得償還請求権を否定していないと見るべきだと思われる⁽²²⁾。学説は一般に利得償還請求権を認める⁽²³⁾。

仮にこのケースで利得償還請求権を認めないとすると、Cに原因債権を行使されたBとしては極めて不利な立場に置かれる。BのAに対する原因債権は、手形の振出によって消滅しているからこれを行使することはできない。利得償還請求権が発生しない以上、BがCから利得償還請求権を譲り受けるといった構成をとることもできない。したがって、個別的な巻戻しによつたのでは、関係者の間で不当な費用やリスクの負担が発生するケース（前述1(2)）であり、しかも「強い負担増加」の発生するケースだということになる。

しかし、この設例で、Cに利得償還請求権を認めるだけでよいのか。すなわちCに、Aに対する利得償還請求権とBに対する原因債権の行使の自由な選択を認めてよいか。判例の立場は必ずしもはつきりしない⁽²⁴⁾。学説は分かれるが、原因債権の行使を無条件に認める者はほとんどない。大きく分けて、(1)CはBに対する原因債権を行使しうるが、BはCが過失によって手形を失権させたことによる損害賠償請求権との相殺を主張しうるとする立場⁽²⁵⁾、(2)CはBに損害が発生しないことを証明しなければ原因債権は行使できないとする立場⁽²⁶⁾、(3)原因債権の行使を余儀なくされるとBの法的地位が著しく悪化するような場合には、Cによる原因債権の行使を禁ずる立場⁽²⁷⁾、(4)所持人が手形債

権を時効にかけた場合には、同時に前者に対する原因関係も消滅するという立場⁽²⁸⁾が主張されている。

仮にCがBに対して原因債権行使することを認めるにすれば、C→B→Aという巻戻しを行うことになる（CからBへの利得償還請求権の譲渡あるいは代位を考える）。この場合、Bは改めてAに対してCから譲り受けた利得償還請求権を使用しなくてはならず、①それに要するコストがかかる（「弱い負担増加」）のみならず、②手形債務の消滅時以降にAが無資力となるリスクを負担する（「強い負担増加」）ことになる。Cによる原因債権の行使を制限する学説は、Cが適切に権利行使しなかつたがゆえに、Bにこのような負担を負わせるという結果を不当と考えている点では一致しているが、②の負担からのみ救済しようとするか、①についても救済しようとしているかについては、必ずしも明らかではない。

(4) やはり三当事者がかかるケースのうち、手形所持人の前者に対する原因関係も、その者のさらに前者に対する原因関係も存続している場合を考えよう。

【設例4】

AがBに対して支払いのために約束手形を振り出し、BはこれをCに対して支払いのために譲渡した。Cが、この手形を時効にかけてしまった。CはAに対する利得償還請求権を取得するか。

判例は【設例4】のような事例では、Aに利得が認められないとして、利得償還請求権の成立を否定してきた。⁽²⁹⁾ 学説は分かれれる。利得償還請求権を認める法律構成は、大きく分け二種類ありうる。一つは、一般論として利得償還請求権の二次性を否定し、かつ債務者が原因債務を負っているか否かを問わず利得の存在を認めるという立場

をとることである。⁽³²⁾今一つの法律構成として、次のようなものが考えられる。仮に手形を自ら時効にかけたCはBに対する原因債権を行使できないという立場をとるとすると、この事例は、【設例3】の場合と同じということになる。したがって、(3)で述べた判例の論理によつて、確定的に手形債務を免れたBのAに対する原因債権も消滅し、CのAに対する利得償還請求権が認められることになる。⁽³³⁾Cによる原因債権の行使さえ制限できれば、後者の法律構成は、従来の判例の枠組みとも調和的である。

法律構成の問題はさておいて、このケースにおける利害状況を確認しよう。ここでは仮に利得償還請求権を認めなくとも、C→B→Aという巻戻しによつて清算することも可能である。ただこのようなやり方をすると、二重の清算を要することにより無駄なコストが増大する、場合によつてはBに不当な負担が増加するという問題が生じることになる。⁽³⁴⁾したがつてこのケースで無条件に利得償還請求権の発生を認める立場は、当事者全体での清算コストの増大という問題が、利得償還請求権を基礎付けるのに十分であると考えていることになる。これに対して、利得償還請求権は、不当なコスト・リスクの負担が生じるような場合でないと認められないと考えるならば、一定の条件のもとで（たとえばAの無資力等のBの負担が発生する場合）のみ認めるという結論になろう。

(5) 最後に為替手形に関する設例を考えたい。

【設例5】

BがCに対して支払いのために支払人をAとする為替手形を振り出し、Aが引き受けをした。しかし、Cが支払呈示期間内に呈示をしなかつたため、遡求権は消滅した。CはBに対する利得償還請求権を取得するか。

この設例は、利得償還請求権の二次性との関係で論じられるものである。判例は、すべての手形債務者に対する手形上の権利が消滅することが必要であるとして、Aが無資力という事情がない限り利得償還請求権の発生を否定する。^(㊷) 学説は批判的である。^(㊸) もつとも学説の批判しているのは、すべての手形債務者に対する手形上の権利が消滅することが必要であるという一般論についてであり、この設例の解決に関する限り、判例の結論は支持されるのではないかと思われる。振出人の利得が否定されるのが通常だからである。^(㊹)

この設例において、CがAに対して権利行使し、支払いを受けた場合には、原因関係上の未決済状態は生じない。Aが無資力の場合には、BC間の原因関係は未決済のまま残るが、原因債権が存在する限り、それを行使して調整することは可能である。その場合には1で見た問題点は生じない。BC間の原因債権が消滅している場合には、

【設例1】(a)と同じように考えることになろう。

3 まとめ

本節では、どのようなケースで利得償還請求権を認めるべきかという問題を検討した。従来、利得償還請求権の二次性、利得の有無（原因債務が残存する場合に利得があるか）といった形で、別個の論点として論じられてきた。しかしこれらは、手形を失権させた所持人が前者に対し原因債権行使しうるかという問題とあわせて、原因関係上の未清算の利得を誰と誰の間でどのような手段で調整するべきかという問題であると見ることができる。問題となっているケースごとに、利得償還請求権による利得の調整とそうでないやり方にどのような差があり、どのような問題があるのか、利得償還請求権を認めることでどのような利益を保護しているのかを、機能的に明らかにする必要がある。^(㊺) 1において見たように、手形当事者間の個別的な巻戻しにはさまざまな問題点がある。そのうちど

ここまでが利得償還請求権による対処を要する問題と考えるかが問題の本質である。そのような観点から従来の判例・学説の議論を見ると次のようになる。

(1) まず原因関係を用いた個別的な巻戻しが法律上不可能な場合（前述2(1)(2)参照）には、利得償還請求権を認めないと、原因関係上の未清算の利得が放置されることになる。⁽³³⁾ このケースについて利得償還請求権が認めるべきことには、判例・学説とも一致している。法律構成について議論はあるものの、【設例2】の結論にあまり異論がないのはこのためである。

(2) これに対して、当事者間の負担の公平の問題が生じる場合に、利得償還請求権による救済を与えなくてはならないかはもう少し微妙である。手形所持人が手形上の権利を消滅させたことにより、それ以外の者に「強い負担増加」、すなわち原因債権行使することによって完全な満足を得られないリスクが生じるということについては問題視する立場が多い。これに対して、「弱い負担増加」、すなわち自らも原因債権等行使することを余儀なくされる手間が増えるということだけですでに問題があり、利得償還請求権だけによつて解決をさせるべきとするかどうかは立場が分かれる。【設例3】において、Cの原因債権の行使をどの範囲で制約するかについて、学説には微妙な温度差があるが、それは「弱い負担増加」をどこまで問題視するかにかかるものである。⁽³⁴⁾

(3) 最後に、複数の清算手続による無駄なコストが発生するということ自体問題であると考えるなら、前記の設例すべてにおいて、利得償還請求権は広く認めるべきだということになる。【設例4】において利得償還請求権を認めない判例は、このようなメリットだけでは利得償還請求権の発生には不十分であると考えていることになる。

(8) これ以外に不当利得を通じた調整の可能性があることにつき、前掲注(7)参照。ただしそこで述べたような理由か

ら、以下では不当利得による利害調整の可能性はさしあたり捨象し、原因関係を通じた清算と利得償還請求権との選択として問題を検討する。

(9) このことはほとんど疑われることがないようであるが、実は自明ではない。もし、支払いのために手形を振り出すということが、当該原因債務の支払いは完全に手形の支払いと運命を共にするという当事者の意思を含むとすれば、手形債務の消滅による原因関係上の利得は、なんら不当なものとはいえないことになるからである。福瀧・前掲注

(2)三六五頁参照。

(10) 大判大正九年一月二九日民録二六輯九四頁、最判昭和三六年一二月二二日民集一五卷一二号三〇六六頁、最判昭和三八年五月二一日民集一七卷四号五六〇頁。その他の判例については、河本一郎「総合判例研究叢書 商法(6)」二二八頁以下(有斐閣、一九六〇年)を参照されたい。

(11) 肯定説として、鈴木・前田・前掲注(3)三三八頁、三四二頁注(九)、前田・前掲注(3)六四四頁。否定説として、大隅・河本・前掲注(3)四一二頁、鴻・前掲注(1)一六九、一七〇頁、川村正幸「手形・小切手法(第三版)」三〇八頁(新世社、一〇〇五年)。

(12) 判例には、両者の理由付けが見られる。河本・前掲注(10)一三三一頁。学説はどちらかというと後者の理由を挙げる。

大隅・河本・前掲注(3)四一二頁、鴻・前掲注(1)一六九、一七〇頁、川村・前掲注(1)三〇八頁。

(13) 前田・前掲注(3)六四四頁参照。

(14) 最判昭和四三年三月二一日民集二三卷三号六六五頁。

(15) 赤堀光子「判批」法協八六卷六号七一九頁以下(一九六九年)、上田宏「判批」判評一八号一九、二〇頁(一九六八年)、河本一郎「判批」民商五九卷五号一二九頁以下(一九六九年)、田辺康平「判批」金判一二号三、四頁(一九六八年)、豊崎光衛「判批」ジュリスト四三三号八七頁(一九六九年)参照。

(16) 鈴木・前田・前掲注(3)三三八頁、三四一頁注(七)、前田・前掲注(3)六四八、六四九頁、平出慶道「手形法小切手法」二七〇頁(有斐閣、一九九〇年)。ただし、このような考え方に対しても、利得償還請求権における利得とは原因関係上現実に利益を得たことを指すという通常の理解と両立するのか疑問が呈されている(山下友信「判批」落合誠一¹¹⁾神田秀樹編「手形小切手判例百選(第六版)」一七三頁(有斐閣、一〇〇四年))。

(17) 坂井芳雄「裁判手形法(再増補)」三五一頁以下(一粒社、一九八八年)。

(18) 河本・前掲注(15)八二九頁、赤堀・前掲注(15)七一八・七一九頁参照。

(19) たとえば、浜田・前掲注(3)一四〇・一四一頁、田中(誠)・前掲注(3)二七五頁、鈴木・前田・前掲注(3)三三八頁。確かに判例には、表現としては、「所持人が他に手形上又は民法上何等の救済手段を有しない場合」に利得債還請求権が認められるとするものが少くない。河本・前掲注(10)二二・八頁以下に引用された諸判例参照。

(20) すでにこのことは多くの者によつて指摘されている。たとえば、上柳克郎「利得請求権に関するドイツの一判例」民商三六卷六号(一九五八年)七九七・七九九頁(上柳克郎「会社法・手形法論集」五一八・五一〇頁(有斐閣、一九八〇年))、河本・前掲注(10)二二八頁以下、大塚・前掲注(2)四一六頁参照。

(21) たとえば大判昭和六年一二月一日民集一〇卷一一四九頁においては、AがYに対し支払いに代えて振り出した約束手形を、YがXに対する貸金債務の担保のため裏書譲渡したところ、Xがこの手形を時効にかけた。Xの貸金返還請求に対し、Yが手形金相当額の損害賠償請求権との相殺を主張した。大審院は、利得償還請求権の成立する範囲で損害が認められないとした。

(22) 大隅・河本・前掲注(3)四一〇頁参照(二、三の判例における表現にもかかわらず、判例の趣旨を統一的に解するならば、それはこの権利の二次性を否定することにあると解することも不可能でない」とする)。

(23) 小橋一郎「利得償還請求権」鈴木竹雄ほか編「新商法演習3」二七二頁(有斐閣、一九七四年)、前田・前掲注(3)六四七頁、弥永・前掲注(3)二二九頁。

(24) 判例の立場の理解に關して、上柳克郎「判批」民商四〇卷一号七九・八〇頁(一九五九年)参照。

(25) 古瀬村邦夫「原因債権の行使と手形の返還」鈴木竹雄・大隅健一郎編「商法演習III」一八九頁(有斐閣、一九六三年)、大塚龍児「手形・小切手とその原因関係」鈴木ほか・前掲注(23)八八頁、川村・前掲注(11)三七頁注⁴、弥永・前掲注(3)二一九頁注34。担保として取得した手形を時効にかけた所持人の前者(債務者)に対する損害賠償責任に関する下級審裁判例として、大阪高判昭和三九年七月三日高民一七卷五号三〇二頁(責任肯定)、東京高判昭和四九年六月二二日金法七二六号三八頁(責任否定)がある。

(26) 鴻常夫「判批」法協七九卷四号五四二頁(一九六二年)、伊沢孝平「手形の呈示と受戻」鈴木竹雄・大隅健一郎編「手形法・小切手法講座 第四卷」一七二頁(有斐閣、一九六五年)、小橋・前掲注(23)二六九頁、島十四郎「手形・小切手の原因関係」竹内昭夫・龍田節編「現代企業法講座 第五卷」二五〇・二五一頁(東京大学出版会、一九八五年)、

大隅・前掲注(3)六九頁、米津昭子「判批」鴻常夫・竹内昭夫・江頭憲治郎編「手形小切手判例百選(第四版)」一八三頁(有斐閣、一九九〇年)。

(27) 早川(1)・前掲注(2)八三・八五頁、平出・前掲注(16)三五九頁。

(28) 河本一郎・田邊光政「約束手形法入門(第5版補訂版)」一一六・一二七頁(有斐閣、一〇〇六年)。なお豊崎・前掲注(15)八七頁は、このような場合に原因関係を消滅させる当事者の意思が推定されるという。

(29) 手形債務の消滅前の振出人の無資力については、Bは裏書によつて担保していたはずであるから、不当に負担が増えたことはならない。早川(1)・前掲注(2)八三頁。

(30) 大判大正五年九月二〇日民録二二輯一八・六頁、大判大正九年一月二九日民録二六輯九四頁。下級審裁判例として、大阪区判大正八年三月四日新聞一五三九号二五頁、東京地判大正八年一〇月四日評論八卷商法四九八頁、東京控判昭和一二年六月二九日評論二六商法三八五頁。

(31) 肯定するものとして、前田・前掲注(3)六四五頁。「設例4」について明示的に触れていないとも、手形所持人が請求相手に対する救済方法が消滅していれば利得償還請求権が認められるとする立場(浜田・前掲注(3)一四二頁、石井・鴻・前掲注(3)一四二頁、平出・前掲注(16)二六八・二六九頁等)は、同じ結論をとるのではないかと思われる(ただし、この場合に利得が認められるかをめぐっては、CのBに対する権利行使の可能性にも依存する面はある)。

(32) 前田・前掲注(3)六四五頁、平出・前掲注(16)二六八頁。この立場の問題点につき、前掲注(16)参照。

(33) 早川(1)・前掲注(2)八五頁、川村・前掲注(11)三〇八頁参考。

(34) なお後者の問題だけであれば、利得償還請求権を認めなくともCからBへの原因債権の行使を否定すればよいが、その場合はAが不当に利得するという別の問題が生じる。

(35) 大判昭和三年一月九日民集七卷一頁、大判昭和二三年五月一九日民集一七卷一一号八九一頁。なお大阪高判昭和三年九月二七日金法二九〇号九頁は、支払呈示期間後に約束手形を呈示したため請求権を失った手形所持人の裏書人に対する利得償還請求権を否定した(所持人は振出人に對し手形金を請求し勝訴判決を得ている。振出人の無資力の主張はなされていない)。

(36) 田中(耕)・前掲注(3)一九八頁、浜田・前掲注(3)一四一・一四二頁、鴻・前掲注(1)一六七・一六八頁、石井・鴻・前掲注(3)一四二頁、鈴木・前田・前掲注(3)三三八頁。判例に賛成するものとして、大隅・前掲注(3)六四

頁。

(37)

詳細については、大隅・河本・前掲注(3)四一三頁以下、木内・前掲注(2)一五九頁以下。

(38) なお、以上の論点が利得償還請求権の本質論と関係させて議論されることもあった。たとえば、いわゆる変形物説からは利得償還請求権の二次性は否定されるべきである（浜田・前掲注(3)一四八頁、田中（誠）・前掲注(3)二七六頁、鈴木・前田・前掲注(3)三三八頁）とか、原因債権と利得償還請求権の併存を認めうる（前田・前掲注(3)六四九頁）等と論じられる。しかし、このような法的性質論と結びつけた形の議論の仕方は、かえつて問題の本質を理解することの妨げになつていているのではないかと思う。

(39) ただし利得償還請求権を認めなくとも、多当事者間の不当利得を通じて解決する可能性がないわけではない。前掲注(7)参照。

(40) 前掲注(25)～(28)の文献参照。

(41) たとえば、所持人が手形債権を時効にかけた場合には、同時に前者に対する原因関係も消滅するといった立場（前

掲注(28)）によると、「設例3」では常に利得償還請求権が発生するが、それはBを「弱い負担増加」からも保護することを意味する。これに対して、原因債権の行使を余儀なくされるとBの法的地位が著しく悪化するような場合は、Cによる原因債権の行使を禁ずる立場（前掲注(27)）は、「弱い負担増加」からは当然には保護しないということであろう。BはCに対する損害賠償請求権との相殺を主張しうるとする立場（前掲注(25)）や、CはBに損害が発生しないことを証明しなければ原因債権は行使できないとする立場（前掲注(26)）では、「損害」の理解の仕方次第である。

(42) たとえば、平出慶道「手形法上の利得償還請求権」北大法学論集三一卷三＝四号(II)一四一～一四一二頁（一九八一年）参照。

四 利得返還請求権の内容・調整される「利得」の意義

1 利得償還請求権における「利得」概念

(どのような場合に利得償還請求権による清算がなされるかということは一応さておき) 利得償還請求権を通じて清算を行う場合に、調整される「利得」をどのように考えるべきかという問題がある。ここでいう利得とは、手形債務を免れたことそのものではなく、原因関係上実質的に得た利得であるという限りでは、判例・学説ともほぼコンセンサスがある。⁽⁴³⁾ それにもかかわらず、具体的な論点をめぐっては、議論が細かく分かれている。判例・通説は、債務者が手形取得のために給付した資金と手形の授受によって得た対価の差額をもつて利得と考へること（差額理論と呼ばれる）を前提としていると言われるが、必ずしもこの立場を一貫している訳でもない⁽⁴⁴⁾ことも指摘されてきている。個別の論点ごとの検討も必要であるが、その前に「利得」を考えるための基本的な視点を明らかにしておく必要がある。ここでは、従来とはやや異なった角度から整理して見よう。⁽⁴⁵⁾ 手形債務を免れた者が、実質関係（原因関係）上、清算しなくてはならない利得を得ていているかどうかを判断する基準としては、次のような異なる発想があらう。

- (1) 第一の考え方は、問題の手形が予定通り決済されていたなら（手形上の権利がその消滅前に行使されることで決済がなされていたなら）生じていたであろう財産状態をるべき状態と考え、それと比べ利得償還請求の相手方である手形債務者が出捐を節約している場合には、それをもって、清算すべき利得とするものである。

(2) 第二の考え方は、手形によつて決済された場合を想定するのではなく、利得償還請求の相手方による手形行為（手形の振出等）がなされなかつたと想定し、その場合に履行されるべき原因関係が履行されたのと同じ財産状態になるように利得を調整するという考え方である。⁽¹⁷⁾

従来の学説が、利得償還請求権によつて調整すべき利得を、(1)のように捉えてきたのか(2)のように捉えてきたのかは、実はあまり明らかではない。⁽¹⁸⁾この点を明らかにしないまま、個別論点についてばらばらに議論がなされてきたことが、「利得」をめぐる考え方が錯綜している原因といつてもよい。以下、これらの観点を対比しつつ従来からとり上げられてきた論点を振り返つて見よう。

2 具体的適用例

(1) 原因関係上の抗弁

約束手形の振出人AがBに対し原因関係上的人的抗弁を有しているが、手形所持人Cには対抗できないという場合を考えよう。この場合、Cのもとで手形が時効にかかつたとすると、CはAに対して利得償還請求権行使しうるか。判例の立場ははつきりせず⁽¹⁹⁾、学説は分かれれる。⁽²⁰⁾手形による決済が無事に行われた場合を想定して利得を考える立場からは、利得が認められそうである。手形が有効に呈示されたとすれば、AはCに抗弁を対抗できず支払いを強制されたはずであり、手形債務の消滅によつてAは出捐を免れていることになるからである。これに対しても、およそ手形が振り出されなかつた場合を基準とする考え方からすると、利得はないということになろう。手形が振り出されなかつたとすればA・B間の原因関係に則して考えることになるが、Bは原因関係上Aに対して支払いを強制できない、すなわちAには清算しなくてはならない原因関係上の利得はないことになるからである。

(2) 原因債務の時効消滅⁽⁵¹⁾

原因債務が時効消滅した場合には、それが手形債務の消滅の前であるか後であるかを問わず、利得がなく、利得償還請求権は発生しないというのが判例・通説⁽⁵²⁾であるが、利得を肯定する少数説もある。通説は、利得の存在を認める理由を手形債務の消滅とは関係の無い既存債務の時効完成という原因に基づくものであるからと説明するが、それだけでは説明としては十分ではないとの指摘もある。⁽⁵³⁾

ここでも、二つの異なる利得の捉え方という観点から検討を加えることにしてよう。たとえばAがBに対して支払いのための約束手形を振り出し、Bはこの手形をCに割り引いてもらつたところ、Cがこの手形を時効にかけてしまつた。しかしCによる割引後、手形債権が時効にかかる前に、AのBに対する原因債務は時効消滅していたとする。まず、手形による決済が無事行われた場合を想定して利得を考える立場からは、このケースでは利得が認められることがなる。仮にCが手形債権の消滅前にAに手形金を請求したとすれば、Aは手形金を支払わなくてはならず、手形金が支払われた場合には、たとえAB間の原因債務がすでに時効消滅していたとしてもAはBに手形金の返還請求をできるわけではない（ただし、Cによる割引前にAB間の原因関係が時効消滅している場合は、Cの主觀次第で結論が変わる可能性がある⁽⁵⁴⁾）。したがって、手形が有効に決済された場合と比較するという立場をとる限り、原因債務が先に時効によつて消滅した場合には利得があると考えるのが一貫する。⁽⁵⁵⁾これに対して、およそ手形を利用して原因債務を決済しなかつた場合を基準とするなら、むしろAの利得は否定する方が自然であろう。手形を利用しなかつた以上原因債務は残ることになるが、しかしAはすでに原因債務の履行を強制される立場にはなく、清算すべき利得はないからである。

(3) 裏書人の利得

手形が裏書された場合、たとえ裏書人が手形を取得したのに要した費用が、手形を裏書譲渡した場合に受け取った金額よりも少なくとも、その差額は利得とはならないというのが通説である。⁽³⁵⁾ もつとも、この結論が判例・通説の前提とするいわゆる差額説の立場とどう調和するのか疑問が呈されている。ここでも、裏書人の利得が前述の二つの利得概念からどのように説明されるか考えて見よう。

まず手形による決済が無事行われた場合を想定して利得を考える立場からは、このような差額が利得とならないのは当然である。手形が有効に決済された場合には、裏書人Bはこのようにして得た利益を保持することができるのは当然であり、したがって手形債務の消滅によつて不当に得た利得ではないことになる。他方、手形行為がなされなかつた場合を基準とする考え方からは、説明はそう簡単ではない。この立場は、BがCに対して手形を譲渡しなかつた場合を想定して考えることになる。Bは当該手形を有していることになるが、この状態をどう経済的に評価するかが問題となる。Bは満期までこの手形をもつて請求するか、それ以前に譲渡するかという選択肢があるが、Bが任意に裏書譲渡しているとすれば、Bはそれ以外の方法（たとえばC以外の人間に対する譲渡）によつてそれ以上の利益をあげることはできなかつたと考えるのが自然であろう。そうだとすれば、この立場からも原則として利得を否定することは可能であろう。

3 検討

本節では、調整されるべき「利得」の捉え方について、二つの異なる発想を対比させつつ、具体的なケースについてどのような結論に結びつくかを見た。それでは、これら二つのいずれの発想によるべきか。手形による決済が

無事行われた場合を想定して利得を考える立場には、利得が明快に捉えられるというメリットがある。しかし、この立場の最大の問題点は、利得償還請求権は、原因関係における実質的な利得の調整のために認められた権利であるということと（矛盾するとまでは言わないにせよ）なじみにくいことにある。⁽⁵⁹⁾ 手形が無事決済された場合を引き合いで出して「利得」を考えることは、突き詰めると手形債務の消滅そのものを利得と考えることに近づくからである⁽⁶⁰⁾。この点は利得償還請求権制度の存在根拠に由来するものであり、この点と調和しない考え方には、根本的に問題があると言わざるを得ない。

逆に、手形債務者が、およそ手形を利用して決済を行おうとした場合を想定し、その場合に原因関係上依然として清算すべき利得が残っているかという基準は、利得償還請求権の制度目的との関係では整合的であり、「利得」の理解は、基本的にはこちらの発想によるべきだと思われる。問題は、この立場による場合、基準となる財産状態（手形が発行されていなかつた場合の原因関係の状態）が捉えにくい場合が存在するということである。⁽⁶¹⁾ このことは前述した裏書人の利得に関する説明にも表われているが、その他にも不明確な場合はいろいろと考えられる。各々の場合ごとに、「手形行為がなされていなかつた場合の原因関係上の財産状態」とは何かを明らかにすることが課題となるであろう。

- (43) 判例として、大判大正五年一〇月四日民録二二輯一八四八頁、大判大正六年七月五日民録二三輯一二八二頁、大判大正九年三月一日民録二六輯二二三頁、大判昭和八年一一月二一日法學三卷四五六頁、最判昭和三九年九月四日（手形研究九〇号六三頁に紹介がある）、浦和地判昭和四三年二月二九日金判一〇七号一二頁、東京高判昭和四九年四月三〇日東高民時報二五巻四号七六頁。学説として、伊澤・前掲注(3)二三八頁、浜田・前掲注(3)一四三頁、鴻・前掲注(1)一七一～一七二頁、大隅・河本・前掲注(3)四一二頁、鈴木・前田・前掲注(3)三三八～三三九頁等。

- (44) 大塚・前掲注(2)四二三頁、林・前掲注(5)一七〇頁。もつとも、差額理論なる呼び方は、この考え方を批判する者によつて用いられることが多いようである。
- (45) 特に、大塚・前掲注(2)四二二頁以下、早川(2)・前掲注(2)二三〇頁以下、林・前掲注(5)一七〇頁以下。
- (46) 以下、整理の仕方は、福瀧・前掲注(2)三六七頁以下に負う。
- (47) 木内・前掲注(2)一四四頁以下、平出・前掲注(42)一四五頁以下。
- (48) 両方の基準を場合によつて使い分けているかのごとく思われる説明もある。たとえば、大塚・前掲注(2)四二四頁は、保証の趣旨で手形に裏書した者の利得を否定して「手形が順調に決済されたならば当然保持して構わない性質のもの」（傍点筆者）とするが、これは前者の立場を前提にするよう讀める。しかし、原因債務の時効消滅（同・四二四頁）や原因債権につき人的抗弁が存する場合（同・四二六頁）に善意の手形所持人との関係でも利得を否定するのは、むしろ後者の立場と調和的である。後述2(1)・(2)参照。
- (49) 大判大正二年四月一四日民録一九輯二三六頁は、債務者の利得償還請求権者に対する相殺の抗弁を否定した。これに対しても高岡・前掲注(3)二七九頁は、原因関係が詐欺で取り消されたケースで、小切手振出人は原因関係上代金債務を負つていない以上、利得がないとした。
- (50) 所持人に対抗できた抗弁のみ主張できると説く学説が多い（田中（誠）・前掲注(3)二七九頁。鈴木＝前田・前掲注(3)三三九頁）。この立場は、本文のCに対して抗弁を対抗できなかつた以上、Aに対して利得償還請求権行使できることを考えるのである。これに対しても、抗弁によつて実質関係上の債務を免れる場合には利得はないとする立場もある（大塚・前掲注(2)四二六頁、平出・前掲注(42)一四二四～一四五頁、早川(2)・前掲注(2)二三二頁、前田・前掲注(3)六五二頁）。なお従来、利得償還請求を受けた者は、自己の有する抗弁を対抗することができるかという形で議論されることが多かつたが、問題の本質は、利得償還請求権で調整されなくてはならない「利得」の把握の仕方であると思われる。
- (51) これも原因関係上の抗弁の一事例ではあるが、判例も多く、独立して論じられることが多いので、ここでも別途とりあげる。
- (52) 大判昭和一〇年六月二二日新聞三八六九号一一頁、大判昭和一六年六月一〇日民集一〇卷九〇〇頁、大判昭和一六年一二月一六日法学一一卷七号七二六頁、前掲注(10)最判昭和三八年五月二一日（以上はいずれも手形債務が先に消

減した事例)、最判昭和四〇年四月一三日判時四一三号七六頁(原因債務が先に消滅した事例)。学説として、浜田・前掲注(3)一四五頁、大隅・河本・前掲注(3)四一二頁、鴻・前掲注(1)一七四頁、弥永・前掲注(3)二一九頁。

(53) 曽我部豊「判批」手形研究九九号一五頁(一九六五年)(手形債務・原因債務の消滅の先後を問わず利得償還請求権の発生を認める)、高窪利一「原因債権の時効消滅と利得償還請求権——利得償還請求権の非二次性との関連において——」判評八七号六一~六二頁(一九六六年)(手形債務が先に消滅した場合に利得償還請求権の発生を認める)。

田邊・前掲注(4)三三四~三二五頁(原因債務が先に消滅した場合に利得償還請求権の発生を認める)。

(54) 木内・前掲注(2)一五四~一五五頁。

(55) この点は、原因関係の時効消滅が手形当事者間の人的抗弁となると考えるか否かにもかかわる。近時では否定説も有力である(木内宜彦「手形の原因関係と手形抗弁(本論)」新報八〇巻一二号一一页(一九七三年)、大塚龍児「原因関係の時効消滅は人的手形抗弁となりうるか」北法三八巻五・六号(下巻)一六六五頁以下(一九八八年)、川村・前掲注(1)三九頁注5、田邊・前掲注(4)三〇七頁)。否定説をとると、「手形による決済が無事行われた場合を想定して利得を考える限り」本文のケースではCの善意恶意にかかわらず、またそもそも手形関係と原因関係の当事者が一致する場合ですら、利得が認められることとなる。ただし判例は、原因関係の時効消滅が手形当事者間の人的抗弁となると考えているようである。最判昭和六二年一〇月一六日民集四一巻七号一四九七頁参照。

(56) 田邊・前掲注(4)三三四頁、木内・前掲注(2)一五五頁、一五八頁注27(ただし、木内教授がこの結論を支持している訳ではない)。原因関係の時効消滅は当事者間ですら抗弁事由にならないという解釈をとることは、この見解の前提条件ではない(少なくとも原因債権の時効消滅後、善意の第三者のところで手形債権が時効にかかった場合は、原因関係の時効消滅が当事者間の人的抗弁になると解しても同じことになる)。違いをもたらしているのは、「手形金の支払いを受けた場合」を引き合いに出して利得を考えるか否かなのである。なお逆に原因関係の時効消滅はおよそ人の抗弁とはならないと解釈しつつ(木内・前掲注(55)一一頁、大塚・前掲注(55)一六六五頁以下)、利得は否定するもの(木内宜彦「手形法・小切手法(第二版)」一四二頁(勁草書房、一九八二年)、大塚・前掲注(2)四二三~四二四頁)もある。

(57) 田中(耕)・前掲注(3)一九七頁、伊澤・前掲注(3)一二四三頁、鴻・前掲注(1)一四三頁、大隅・河本・前掲注

(3)四一四頁、鈴木・前田・前掲注(3)三三三九頁。なお、大阪地判昭和四三年二月二九日判時五四七号七九頁。

(58) 大塚・前掲注(2)四二三頁以下、林・前掲注(5)一七二頁注38。

(59) 福瀧・前掲注(2)三六八頁。

(60) 大塚・前掲注(2)四二三～四二四頁は、「原因関係においてその者が手形の支払によつて出捐すべきであったものを、手形の失権によつて節約することを得たこと」とすることで、手形が無事決済された場合を引き合いに出すことと、利得は原因関係上のそれを意味するということとの両立を図つているようである。

(61) 福瀧・前掲注(2)三六九頁。

(62) 分かりにくい一例が、手形書替えの場合の利得である。一般論としては、旧手形債務の授受の原因関係によつて判断されるべきであるというが、判例・通説である（大判明治四〇年一月二六日民録二三輯一号二〇頁、大判大正四年一〇月二六日民録二一輯一七七五頁、納富・前掲注(3)一一四四頁、鴻・前掲注(1)一七五頁、鈴木・前田・前掲注(3)三四二頁注九）。このこと自体は本文で述べた基準と矛盾するわけではない。しかし、たとえば五年の時効にかかる原因債権について手形が振り出され、その後数次に渡り手形の書替えがなされた場合を考えよう。その後、手形が時効にかかったが、一番最初の原因債権を基準とするとすでに原因債権は時効消滅していたという場合をどう考えるか。一番最初の原因債務を基準とするか、手形の書替えによつて、期限の延長された原因関係を基準とするかで結論は異なってくる可能性がある。手形を利用して決済をしなかつた場合といふことの意味を、どのように理解するかが問題となる（詳細な議論については、木内・前掲注(2)一七二頁以下参照）。

五 むすび

利得償還請求権は、手形法の領域の中でも、議論が見えにくい領域の一つである。それはこの問題の難しさによる面もあるにせよ、従来の学説の論点のとりあげ方にも問題があつたのかもしれない。たとえば三で触れたように、

利得償還請求権の二次性をめぐる議論と、債務者が原因債務を負担している場合には利得はあるかという論点は、手形を時効にかけた者が前者に対する原因債権を行使しうるかという問題と相まって、誰と誰の間で原因関係上の利得を清算させるべきかという問題を形作っている。そこで問題の本質は、原因関係を通じた巻戻しによる清算が持つ問題点のうち、どのようなものについて利得償還請求権によつて対処すべきかという政策判断である。しかし、これらはまったく別個の論点として議論されてきた上に、利得償還請求権の性質論（手形上の権利の変形物か否か等）と結び付けて議論されてきたためいたずらに議論が錯綜することとなつた。また利得概念をめぐる論点についても、それが誰と誰の間で原因関係上の利得を清算させるべきかという問題にかかる側面とそうでない側面とが必ずしも分けられないまま、しかも利得概念の捉え方について一貫した視点が示されないまま個別論点ごとの検討がなされてきた。したがつて、今後課題とすべきことは、従来の論点整理の仕方に沿つたまさに細かな議論を続け、さまざまな立場の賛否を論ずることではなく、より制度の機能や目的と結び付くような形の整理の仕方を行うことであろう。本稿の議論がその一助になれば幸いである。